

入札説明書

1 入札方法

- (1)入札者は、所定の入札書を入札公告で示した日時及び場所に提出すること。
- (2)代理人が入札を行う場合は、委任状を提出するほか、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印(代理人印のみ)すること。
- (3)入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正部分に2本線を引き、入札者又はその代理人の訂正印を押印すること。
なお、入札書の表記金額を訂正することはできない。
- (4)内訳の欄の単価及び金額は、必ず記載すること。
- (5)内訳の欄の単価及び金額には、消費税及び地方消費税を含まないこと。
- (6)貨物自動車の価格には、自動車重量税、自賠責保険料、自動車取得税及びリサイクル料金を含まないこと。

2 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1)入札参加資格のない者のした入札
- (2)同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3)2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4)入札書の表記金額を訂正した入札
- (5)入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6)入札条件に違反した入札
- (7)連合その他不正の行為があった入札

3 再度入札

- (1)開札した場合において、落札者とすべき入札がなかったときは、直ちに再度入札を行う。
- (2)再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することはできない。
 - ・初度入札に参加しなかった者
 - ・初度入札に参加したが入札をしなかった者
 - ・連合その他不正な行為があった入札をした者

4 入札に関する質問

(1) 質問方法

入札者は、入札に関する質問がある場合は、平成31年1月25日午後5時までに、宮崎県企業局総務課総務・管財担当に質問書を提出すること。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、入札の日時まで宮崎県企業局総務課総務・管財担当において閲覧に供する。ただし、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに關してはホームページでの公表等により周知する。

5 その他

入札者は、入札後、入札公告等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。